

仕 様 書

1 業務名および業務内容等

滋賀県立大学D棟エレベーター更新業務 一式

(別添図面および数量書を参照のこと。)

2 機器の技術的要件

既存の油圧式から機械室レス・ロープ式へ変更し、既存不適格を解消すること。(ただし、大きく躯体等に変更を加えないものであること。)

【既存】HEA-YB 乗用 停止階3 容量750kg 速度45m/min (三菱製)

3 設置に要する要件

(1) 基本要件

- ① 機器の搬入、据付、試験、調整、現行機器の廃棄等、運用可能な状態での引渡を受けるための役務等を含むものとする。
- ② 機器の搬入・据付、配管配線、調整などは、その具体的な方法やスケジュールについて、本施設の本調達担当者等関係者と十分な事前調整打合せを行い、施設、既設設備等に影響を与えないよう留意して、実施すること。
- ③ 作業の際に設備停止が必要となる場合、日時の調整が必要なため、事前に協議すること。
- ④ 万一、受注者の責により既設設備などに障害が生じた場合または必要に応じて施設や設備について一時的に解体等を行う場合の復旧は、落札者の負担で行うこと。
- ⑤ 打合せについて、議事録を作成し関係者に配布すること。
- ⑥ 専任の監督者を配置するとともに、業務の作業前・作業中および完成後の写真の撮影を行い、写真はA4紙(3枚/頁)に印刷し、提出すること。
- ⑦ 写真撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」に準ずること。
- ⑧ 廃棄物については、マニフェストのコピーあるいは引取り証明書を提出すること。
- ⑨ 必要に応じて、関係諸官庁への届出、完成検査受検等を行うこと。(費用は受注者負担)
- ⑩ 極力エレベーターの停止期間を短縮する工程で施工するとともに、本学の夏季休業期間(8月6日～9月26日)にて施工すること。
- ⑪ 年間メンテナンスを三菱電機ビルソリューションズ(株)と締結しているため、必要に応じて、協議等を実施すること。

(2) 設置場所等

機器については、事前に関係諸官庁および監督員と協議し、許可を受けた上で施工するこ

と。

(3) その他

本仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）最新版に準じ施行することとし、本仕様書に明記されていない事項であっても、機器が稼動する上で必要な物品および事項は怠りなく施工し、不明な点は本設備担当者と協議し、その都度指示を受けること。

4 その他必要条件

(1) 障害支援体制

- ① 本機器に障害が発生した場合、復旧のための迅速な対応が行えること。
- ② 修理、メンテナンスは日本国内での対応が可能であること。

(2) その他

- ① 別途保守契約内でかご内防犯カメラを設置し、その映像をかご操作盤の液晶画面に表示できる仕様にする。こと。（レコーダー機能内蔵のこと）
- ② 設置後のメンテナンスにおいては、遠隔点検、遠隔診断、遠隔故障復旧等が実施できるような機器構成にすること。（令和6年度のメンテナンス費用が増額となる場合、受注者が負担すること。）
- ③ 保証期間を納入後1年であること。
- ④ 既存メーカーと異なるメーカー製の機器となった場合は、令和6年度内のフルメンテナンス契約をメーカーと締結すること。（費用は、受注者負担すること。）
- ⑤ 詳細については、図面参照のこと。記載なき事項については、監督員との協議による。